

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	奥野 佳行
登録番号又は法人番号	19212194
所属する単位会	三重県行政書士会
事務所名称	奥野佳行行政書士事務所
事務所所在地	〒516-0037 三重県伊勢市岩渕2丁目3-9 リバーマンション1階5号室
処分年月日	令和5年2月20日
処分内容（種類）	訓告
上記処分をした理由	<p>当該会員は、成年後見業務を受任していたにもかかわらず、管理すべき被後見人の有料老人ホーム施設利用料4か月分の支払いについて、これを行わず、また、少なくとも令和4年4月から同年8月まで施設職員との連絡を絶った。これにより、行政書士として高い職業倫理を持ち法令遵守に努めるべき立場にありながら行政書士法第10条に違反し、行政書士への信頼を損なう重大な事態を招いたとして、三重県知事に対し、当該会員を対象とした措置請求がなされた。</p> <p>また、二以上の事務所を設けてはならないという同法第8条第2項に抵触する事実が判明した。</p> <p>さらに、聞き取りの結果、いずれについてもその事実を認めた。よって、三重県行政書士会会則第46条第1項第1号の処分事由に該当。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第8条第2項（事務所） 行政書士は、前項の事務所を二以上設けてはならない。</p> <p>行政書士法第10条（行政書士の責務） 行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>三重県行政書士会会則第46条第1項第1号 行政書士法又はこれに基づく命令、規則、その他知事の処分に違反したとき</p>